

(脚)									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会計参与									
監査役(監事)等									

に改め、同表記載

--	--	--	--	--	--

会計参与					
監査役(監事)等					

に改め、同様式

要領2中「株式会社」を「株式会社」に改め、同表記載
 第一條の二第二項、を「会社法(平成十七年法律第八十六号)第二條第十二号」に改め、同表記載
 第五号様式中「資本」を「資本金」に改め、
 (船員労働安全衛生規則の一部改正)

第三十條 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)の一部を次のように改正する。
 第八十四條第一項中「営業報告書又は」を削る。
 (自動車道事業報告規則の一部改正)

第三十一條 自動車道事業報告規則(昭和三十九年建設省令第四号)の一部を次のように改正する。

第二條の見出し及び同條第一項中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同條第二項中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同條第三項中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。
 第一号様式中「商業概況報告書」を「事業概況報告書」に改め、同表記載

額	千円	人	を	「社員の数」	人	を	「監査役(監事)等」												

記載要領2中「株式会社」を「株式会社」に改め、同表記載
 第一條の二第二項に規定する株式会社を「会社法(平成十七年法律第八十六号)第二條第十二号」に改め、同表記載
 (河川法施行規則の一部改正)

第三十一條 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。
 第二十七條の三第三項第二号イ中「寄付行為」を「寄附行為」に改め、同号二中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう。)」に改め、業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。
 第二十七條の五第一項第四号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社)を「親法人(会社法第八百七十九條第一項に規定する親法人)に改める。
 第二十七條の十一第一項中「営業報告書又は」を削る。
 第二十七條の十九第一項第四号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社」を「親法人」に改める。
 (小型船造船業法施行規則の一部改正)

第三十二條 小型船造船業法施行規則(昭和四十一年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
 第二十九條第一項中「営業報告書又は」を削る。
 (都市計画法施行規則の一部改正)

第三十四條 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
 第十九條の十第一項中「営業報告書又は」を削る。
 (都市再開発法施行規則の一部改正)

第三十五條 都市再開発法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
 第十六條の三第一項第二号及び第二項第二号中「又は社員名簿」を削り、同條第三項第一号中「分割」を「会社分割」に改め、同項第二号中「又は社員名簿」を削り、同項第四号中「分割」を「会社分割」に改める。
 第三十八條第八号中「又は社員名簿」及び「又は社員総会」を削り、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。
 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第三十六條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 第十三條第四号イ中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十七條」を「会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十條第一項」に改め、同号八中「又は有限会社」及び「又は出資」を削る。
 (旅行業法施行規則の一部改正)

第三十七條 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
 第八條第四号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)による整理開始の命令を受け、整理終了の決定がない会社、同法」を「会社法(平成十七年法律第八十六号)」に改める。